

# 介護保険のしおり



美 幌 町

令和6年6月改訂版

## 問い合わせ先・相談窓口

お困りのことや、ご相談、または各種制度についてご不明なこと  
などありましたら下記連絡先までご連絡ください。

介護認定申請・保険証交付・保険料・給付・介護サービスなど  
介護保険制度に関すること及び高齢者福祉サービスに関すること

### ◇ 美幌町 福祉部保健福祉課 高齢介護グループ

場 所： 美幌町役場 1階（窓口6番）

代表電話：0152-73-1111（内線2331~2335）

直通電話：0152-77-6542、77-6543

介護保険・高齢者福祉などの総合相談窓口

### ◇ 美幌町地域包括支援センター

場 所： 美幌町役場 1階（窓口9番）

電 話： 0152-75-3220

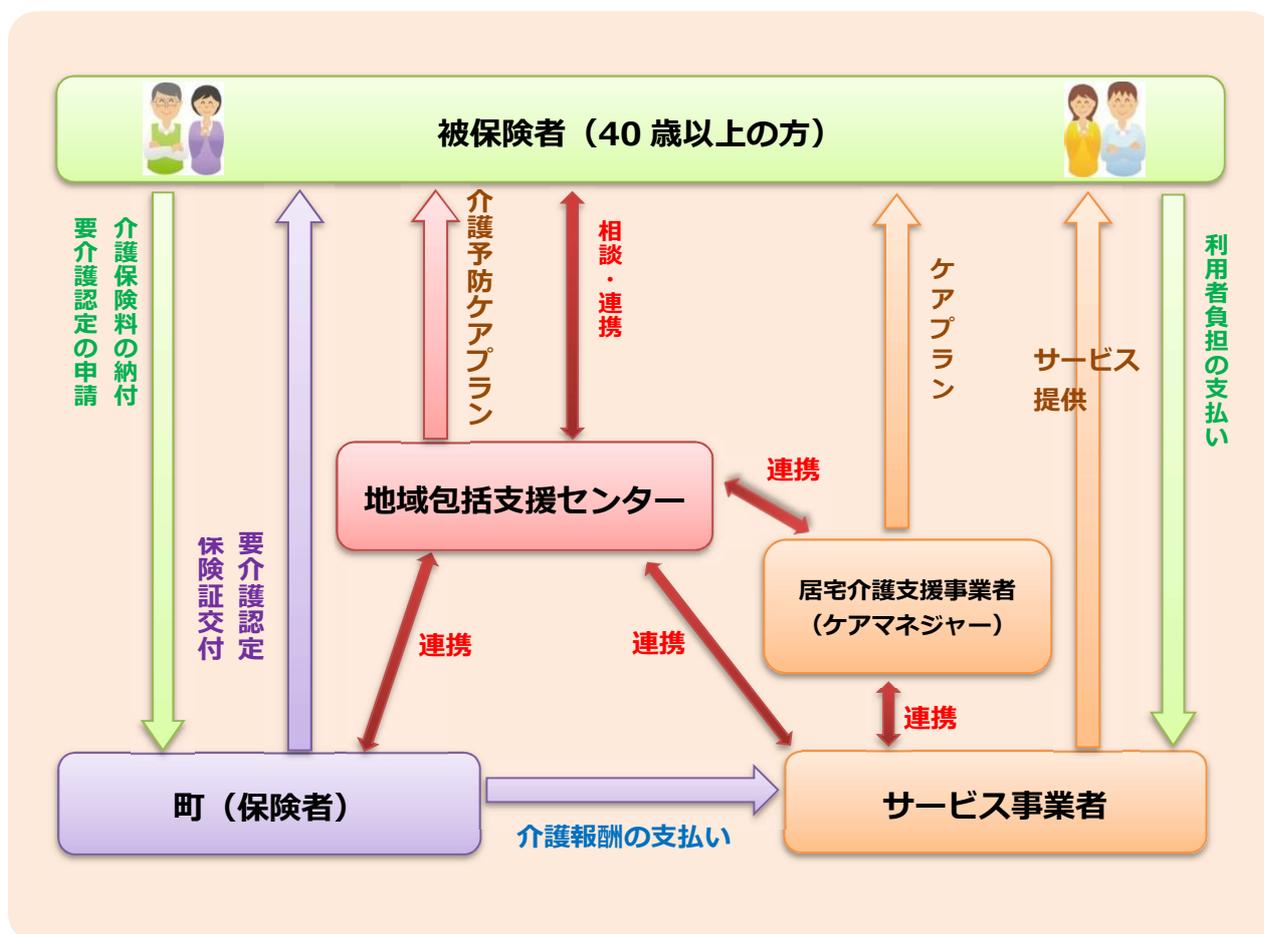


# 目 次

介護保険のしくみ	1
美幌町地域包括支援センター	2
介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます	3
介護保険料と納め方	4
介護保険の財源について	4
保険料を納めないでいると	4
65歳以上の方の介護保険料について	5
あなたの介護保険料を確認しましょう	7
40～64歳の方の介護保険料について	7
65歳以上の方の介護保険料の納め方について	8
40～64歳の方の介護保険料の納め方について	8
介護サービス利用までの流れ	9
要介護認定までの流れを確認しましょう	9
認定区分（要介護状態区分）	10
認定区分ごとのサービス利用までの流れ	11
居宅支援事業者	12
介護予防支援事業者	12
サービスの利用者負担	13
利用者負担割合	13
居宅サービスで利用できる額には上限があります	14
介護保険の利用者負担が高額になったとき	14
サービスの種類と利用料のめやす	15
居宅サービス	15
施設サービス	22
施設サービスを利用する場合の居住費と食費	24
所得の低い方は居住費と食費が軽減されます	24
地域密着型サービス	25
サービス事業者名簿	28

# 介護保険のしくみ

介護保険制度は、介護保険法で定められた制度で、平成 12 年度から開始しています。介護保険制度では、40 歳以上の方が加入者として保険料を納め、支援や介護が必要となった方が必要なサービスを利用できる支えあいの制度となっています。



## 居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャーがいる事業者のことで、ケアプラン作成、サービス事業所との連絡・調整などの窓口です。

## ケアマネジャーとは

介護支援専門員ともいい、介護の知識を広く持った専門家です。サービス利用者や家族の相談にのったり、ケアプランの作成をしたりします。

## ケアプランとは

どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するかを決めた計画書のことです。このケアプランに基づいてサービスを利用します。

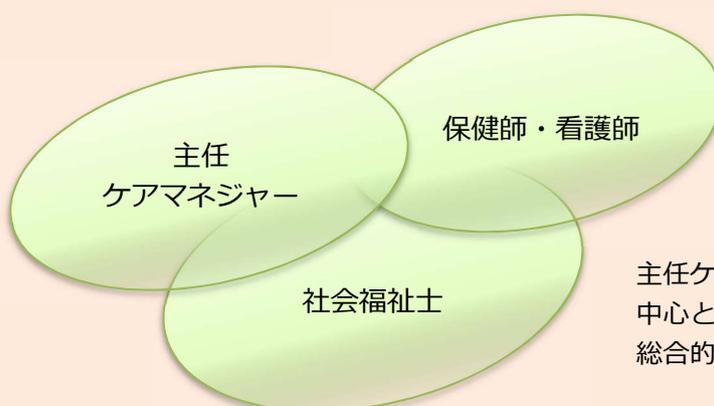
## 地域包括支援センターとは

町民のみなさんが住み慣れた町で安心して暮らすことが出来るよう総合的に支援を行うために市町村内に置かれている「総合相談機関」です。

介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から地域の関係機関と連携し、みなさんの生活をサポートします。

美幌町では、「役場庁舎1階（窓口9番）」に「美幌町地域包括支援センター」が設置されています。

## 美幌町地域包括支援センター



主任ケアマネ、社会福祉士、保健師などが中心となり、お互いに連携をとりながら、総合的に町民のみなさまを支えます。

美幌町地域包括支援センターは、町民のみなさんが住みなれた町で安心して暮らすことが出来るよう、さまざまな相談を受け、必要な支援につなげるお手伝いをしています！

### 生活・介護のこと

- ・買い物や掃除が大変なので、手伝って欲しい
- ・家でお風呂に入るのが大変なので、施設でお風呂に入りたい
- ・トイレやお風呂場に手すりが欲しい
- ・家族が家に引きこもっており今後のことが心配

### 認知症のこと

- ・親の物忘れが進んできているようだ
- ・薬の飲み忘れが多くなり、体調も良くない
- ・今まで楽しんでやっていたことをしなくなったので心配している
- ・ゴミの日を忘れて出せないため片付かない

### 権利を守ること

- ・消費者被害にあって困っている
- ・ひとりでお金を管理することに不安がある
- ・近所の高齢者が、家族から暴力を受けているようだ

ものしりら  と “ほうほう”

**相談は無料**ですので、  
お気軽にご相談下さい。



## 介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

**65歳以上**の方  
(第1号被保険者)



医療保険に加入している  
**40～64歳**の方  
(第2号被保険者)



### 介護保険被保険者証の交付

65歳になったら**全員**に交付されます。

介護認定を受けた場合に交付されます。

### 介護サービスを利用できるのは

原因を問わず介護や支援が必要になったときに、**市町村の認定を受けて**サービスが利用できます。

老化が原因とされる病気（**特定疾病**）により介護や支援が必要になったときに、**市町村の認定を受けて**サービスが利用できます。

※市町村の認定を受けるためには別途申請が必要となります！

### 特定疾病とは

- がん（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

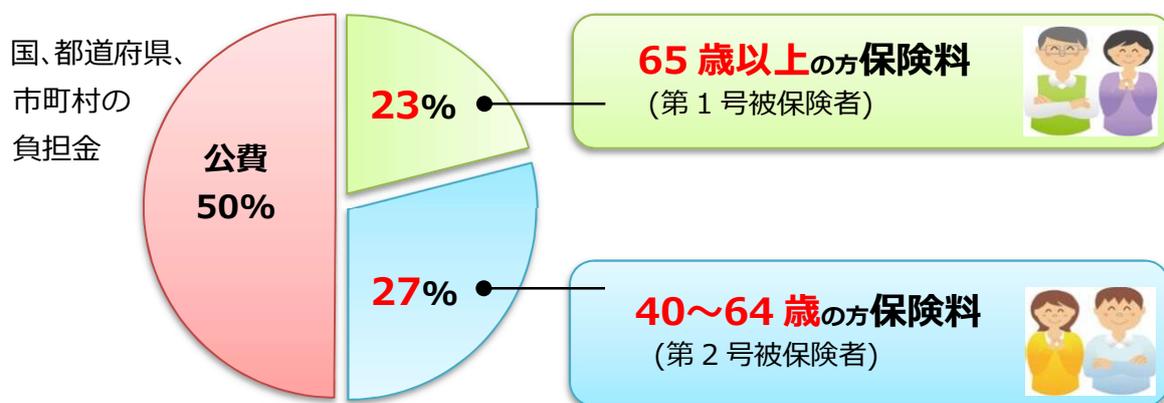
# 介護保険料と納め方

介護保険料は、介護保険制度を健全に運営していくための大切な財源となっています。介護が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるように、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

## 介護保険の財源について

介護保険の運営に必要な財源は、国、都道府県、市町村が半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者が保険料として負担することになります。

### 【負担割合】



## 保険料を納めないでいると

サービスを利用した際の利用者負担は、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

### 1年以上滞納した場合

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によりあとで保険給付分（費用の9割）が支払われる形となります。

### 1年6ヶ月以上滞納した場合

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全額が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

### 2年以上滞納すると

利用者負担が3割になります。また、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

## 65 歳以上の方の介護保険料について

**65 歳以上**の方  
(第 1 号被保険者)

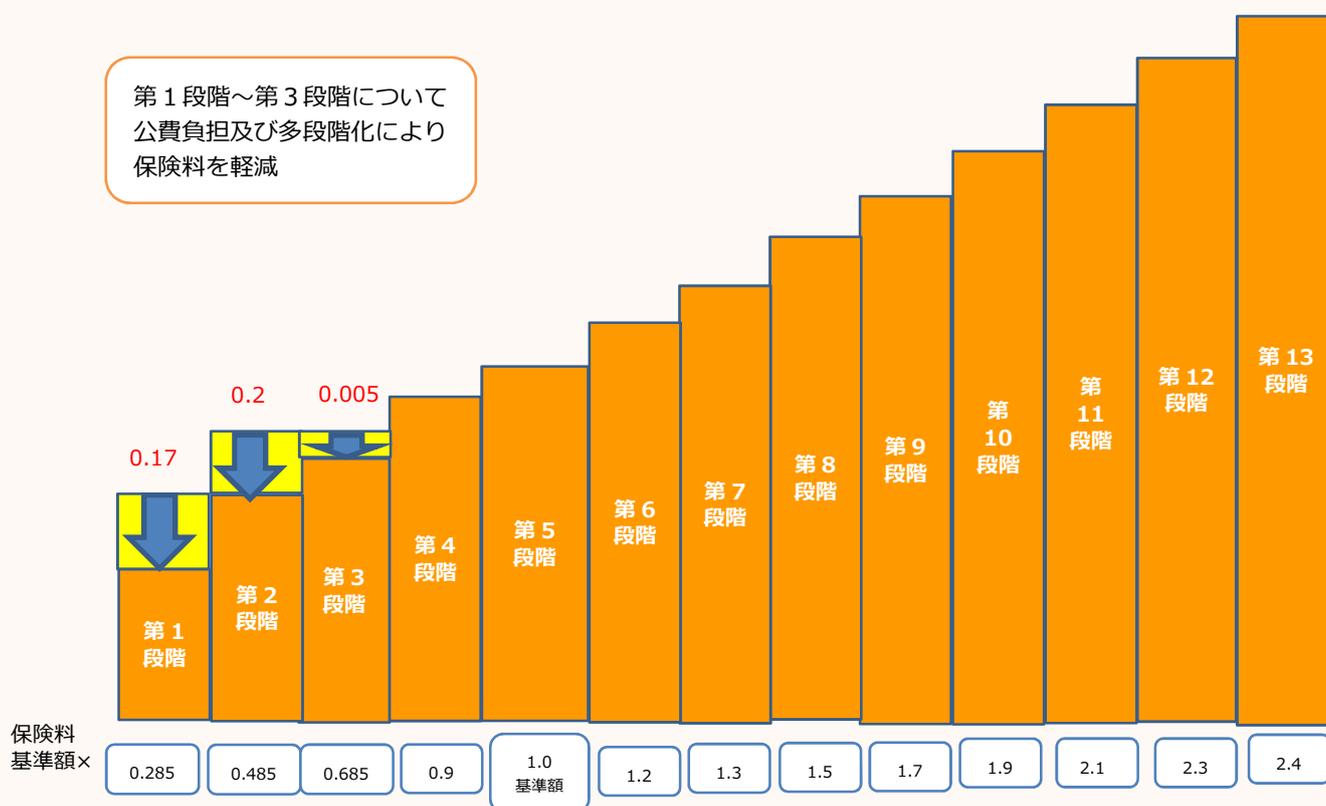


保険料は**所得に応じて市町村ごと**に決まります。  
(保険料は 3 年毎に見直しがされます)

介護保険料は 3 年ごとに見直され、美幌町において必要と見込まれる介護保険サービスにかかる費用と、65 歳以上の人数などから「基準額」を算出し、所得に応じて段階的に決まります。

第 9 期（令和 6 年度～令和 8 年度）については、第 8 期とは異なる「第 1 段階～第 1 3 段階の所得段階区分」の保険料率を定めました。

第 1 段階～第 3 段階について  
公費負担及び多段階化により  
保険料を軽減



### 介護保険料の軽減措置が実施されました

※1 令和元年 10 月から消費税率が 10%へ引き上げられたことから、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料の軽減を図ることとなりました。非課税世帯である**第 1 段階から第 3 段階までの方**の年間保険料が軽減されます。

## 所得段階別の対象者及び保険料（年額）

第9期（令和6年度～令和8年度）における65歳以上（第1号被保険者）の所得段階別の対象者及び保険料（年額）については、次のとおりとなります。

所得段階	対象者	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方及び世帯全員が町民税非課税で本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	17,700円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万を超え、120万円以下の方	30,200円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	42,700円
第4段階	世帯の中に町民税課税者がいて、本人が町民税非課税で前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	56,100円
第5段階	世帯の中に町民税課税者がいて、本人が町民税非課税で前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	62,400円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	74,800円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	81,100円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	93,600円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	106,000円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	118,500円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	131,000円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	143,500円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	149,700円

### ●老齢福祉年金とは…

明治44年以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金。

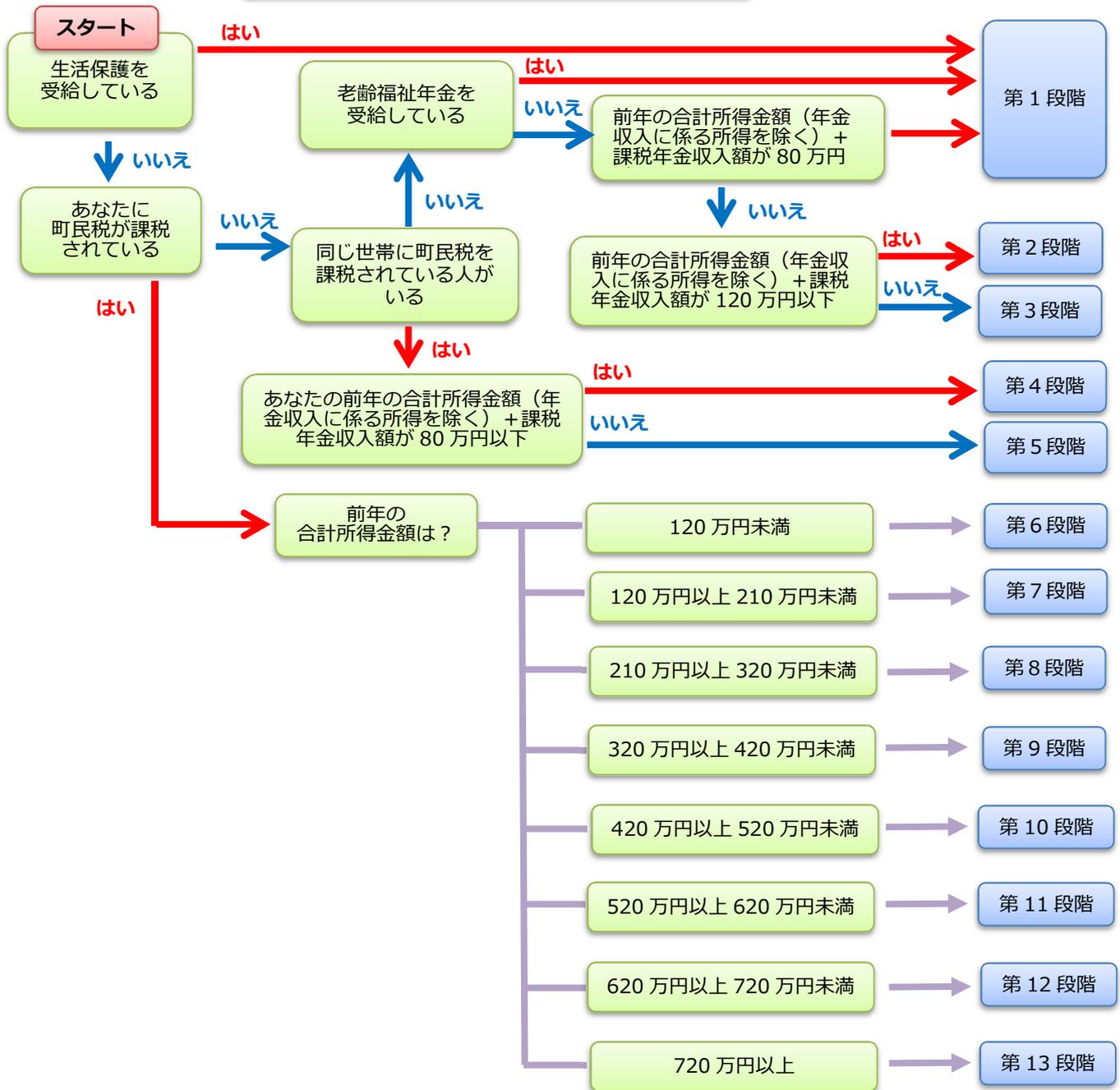
### ●合計所得金額とは…

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

### ●課税年金収入とは…

国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

## あなたの介護保険料を確認しましょう



## 40～64 歳の方の介護保険料について

**40～64 歳**の方  
(第2号被保険者)



保険料は加入している「医療保険」のそれぞれの算定方法により決められます。

**国民健康保険加入の方**～国民健康保険税の算定方法と同様に、所得や資産などに応じて世帯ごとに決まります。

**職場の医療保険加入の方**～加入している医療保険ごとに設定される介護保険料率と給料(標準月額)及び賞与に応じて決められます。

## 65歳以上の方の介護保険料の納め方について

**65歳以上**の方  
(第1号被保険者)



納め方は年金の額によって  
**2種類**に分けられます。

### 年金の額が年額 **18万円以上**の方

**特別徴収**：年金から天引きとなります (※老齢福祉年金などは、特別徴収と対象外です)

年6回ある年金の定期支払いの際に、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

**注意!** 年金額18万円以上でも、こんなときは納付書で納めます

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合
- ・ほかの市町村から転入した場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

### 年金の額が年額 **18万円未満**の方

**普通徴収**：納付書または口座振替で納めます (※口座振替に別途申請が必要です)

役場から送付される納付書での支払いや、口座振替を利用して期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

納付には口座振替が便利です!

保険料の納付は、便利で安心な口座振替がおすすめです。

手続きは簡単で、納付書送付の際に同封する口座振替申請書(はがき)に必要事項記入し、届出印又は銀行印を押印のうえ役場へ返送するだけです。なお直接、指定の金融機関でも手続きは可能です。

**※年度途中で65歳になった方(年金額18万円以上の方も含む)**については、誕生日の前日の属する月の分から納めます。

たとえば・・・

9月1日生まれの方→**8月分**から納めます

9月2日生まれの方→**9月分**から納めます

## 40～64歳の方の介護保険料の納め方について

**40～64歳**の方  
(第2号被保険者)



保険料は加入している「医療保険」により  
異なります。

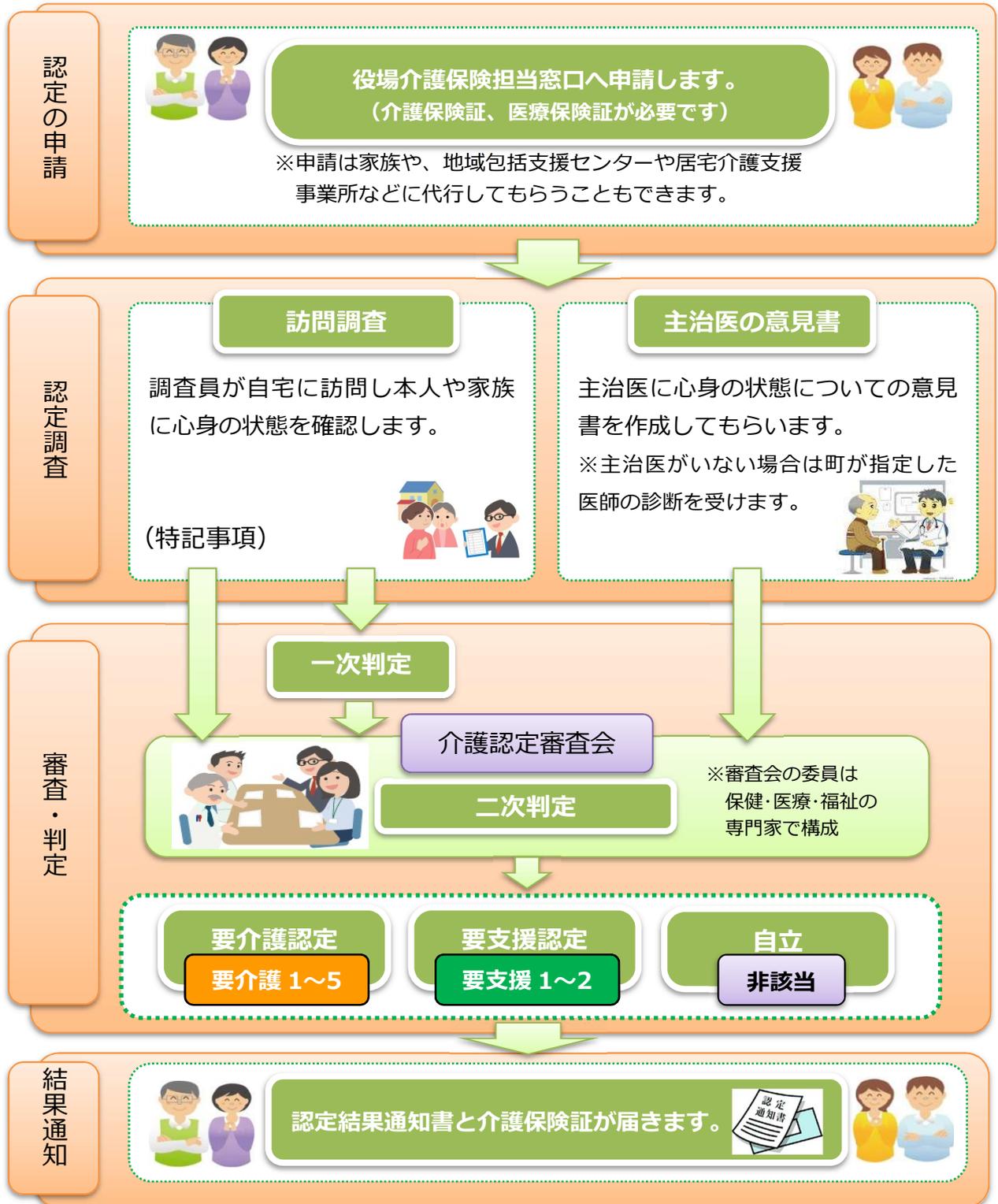
**国民健康保険加入の方**～医療分と介護分をあわせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

**職場の医療保険加入の方**～医療保険の保険料と介護保険料をあわせて、給料および賞与から差し引かれます。

# 介護サービス利用までの流れ

介護サービス、介護予防サービスを利用するためには、まず申請をして「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。その認定結果をもとに、どのようなサービスを利用するかケアプランを立てて、介護サービスを利用していきます。

## 要介護認定までの流れを確認しましょう



## 認定区分（要介護状態の区分）

審査・判定の結果、自立（非該当）、要支援1～2、要介護1～5のいずれかに区分され、利用出来るサービスの種類や、サービス利用料も変わります。

それぞれの認定区分における、心身の状態のめやすについては次のとおりとなります。

### 要介護状態の区分（心身の状態の一例）

#### 非該当

自立した生活ができ、現状介護や支援が必要としていない方。

町が独自に実施する介護保険サービス以外の福祉サービスについて要件にあてはまる場合に利用出来ます。

#### 要支援認定

要介護状態が軽く、サービス利用によって、生活機能が改善する可能性の高い方。

介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを利用出来ます。

**要支援1** 日常生活の能力は基本的にあるが、要介護状態とならないように一部支援が必要

**要支援2** 立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴などで一部介助が必要であるが、身体の状態の維持または悪化の防止のために支援が必要な状態

#### 要介護認定

日常生活で介助を必要とする度合いの高い方で、生活機能の維持・改善を図る事が適切な方など。居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスを利用出来ます。

**要介護1** 立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴などで一部介助が必要

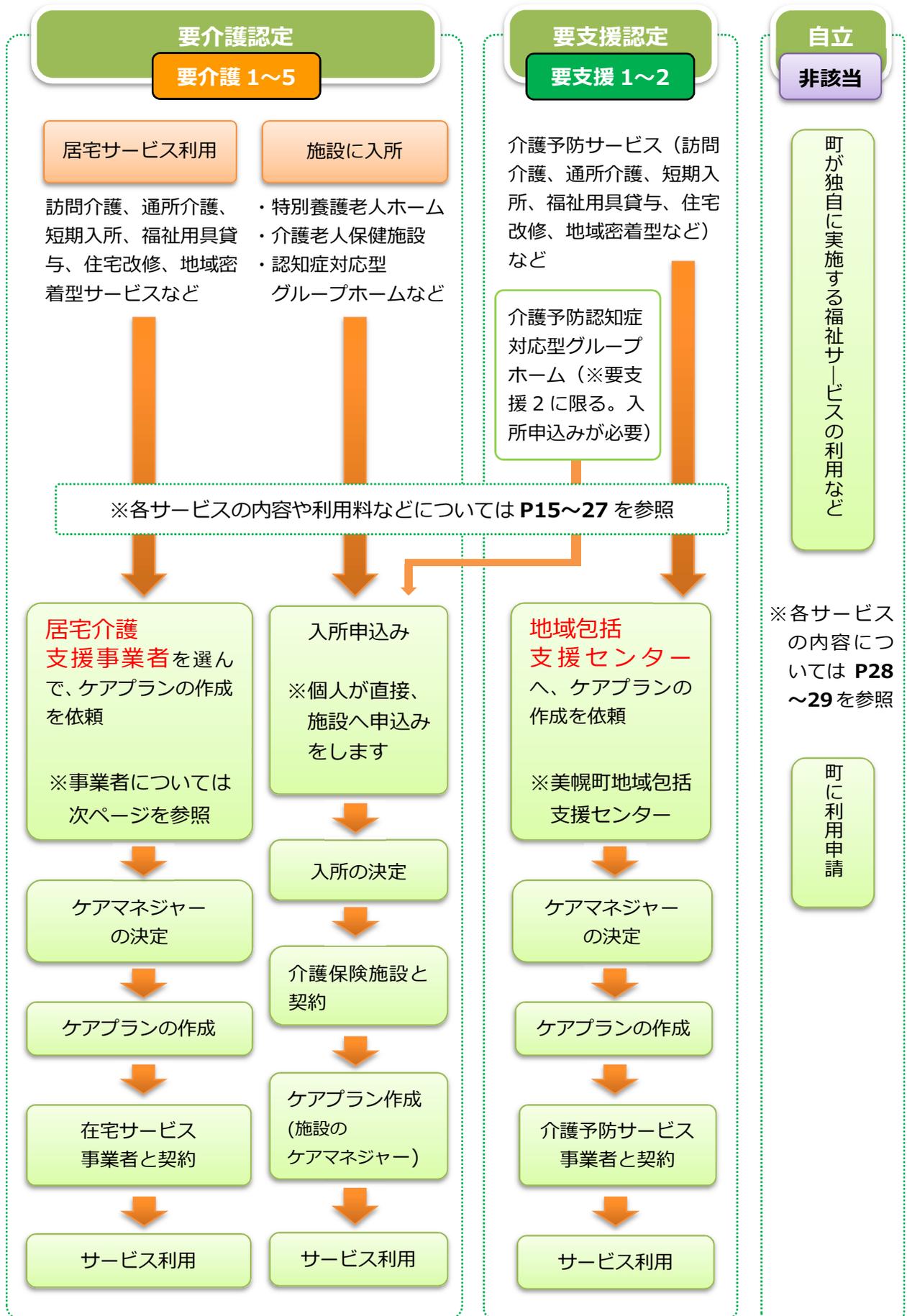
**要介護2** 起き上がりが自力で困難なことがある。排泄、入浴などで一部または全介助が必要

**要介護3** 起き上がり、寝返りが自力では出来ないことが多い。排泄、入浴、衣類の着脱などで介助の量が増えてくる

**要介護4** 日常生活能力の低下がみられ、排泄、入浴、衣類の着脱などで全介助になることが多い

**要介護5** 日常生活全般にわたって介助なしには生活できない状態。意思伝達も困難になる場合がある

# 認定区分ごとのサービス利用までの流れ



## 居宅介護支援事業者

### 要介護 1~5



(町内事業者)

- **社会医療法人恵和会 アメニティ美幌 指定居宅介護支援事業所**  
住所：美幌町字仲町 2 丁目 38 番地の 2 TEL 0152-73-6119
- **美幌地域ケアプラン相談センター**  
住所：美幌町字西 1 条北 1 丁目 1 番地の 1 TEL 0152-73-6186
- **有限会社 丸庫 しあわせ介護センター**  
住所：美幌町字東 2 条南 1 丁目 1 番地の 2 5 コンフォート A 1 0 2 号  
TEL 0152-72-5656
- **有限会社 ライフサポート企画 いなみ介護支援センター**  
住所：美幌町字稲美 59 番地の 129 TEL 0152-75-0300

(町外事業者)

- **株式会社 ノーブル居宅介護支援事業所**  
住所：北見市とん田西町 304 番地 29 TEL 0157-33-1420
- **SOMPOケア北見居宅介護支援**  
住所：北見市三住町 14 番地 1 PENTHOUSE 1 階 TEL 0157-69-5055
- **指定居宅介護支援事業所 アザレア**  
住所：北見市端野町一区 6 6 7 番地 5 TEL 0157-57-7580
- **介護支援もあ**  
住所：北見市北 1 条西 4 丁目 TEL 0157-32-9357
- **居宅介護支援事業所 ひかり野**  
住所：北見市ひかり野 6 丁目 1 番地 9 TEL 0157-57-4232
- **介護相談センターりあん**  
住所：北見市春光町 5 丁目 7 番地 11 TEL 0157-57-4232
- **社会福祉法人恵和福祉会 津別町居宅介護支援事業所**  
住所：津別町共和 25 番地 1 TEL 0152-76-3400
- **ケアプラン相談センターおおぞら**  
住所：大空町女満別西二条 4 - 1 - 8 TEL 0152-77-3966

※ 上記事業者は、令和 6 年 4 月現在、美幌町内においてサービス実績のある事業者について掲載しています。

## 介護予防支援事業者

### 要支援 1~2

- **美幌町地域包括支援センター**  
住所：美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地 美幌町役場 1 階 9 番窓口  
TEL 0152-75-3220

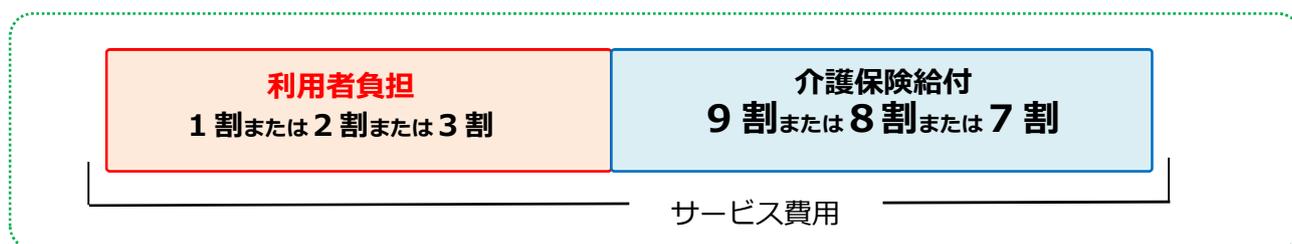


# サービスの利用者負担

サービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割（一定以上の所得のある方は2割、現役並みの所得のある方は3割）を負担して、9割（一定以上の所得のある方は8割、現役並みの所得のある方は7割）が介護保険から給付されます。

## 利用者の負担割合

介護保険サービスを利用した場合、通常、費用の利用者負担割合は1割でしたが、65歳以上（第1号被保険者）で一定以上の所得のある方は2割、現役並みの所得のある方は3割が自己負担の割合となります。



### 【3割負担となる方】

- 本人の合計所得が220万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が
- ・単身世帯の場合 → 340万円以上となる方
  - ・65歳以上の方が2人以上 → 463万円以上となる方

### 【2割負担となる方】

- 本人の合計所得が220万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が
- ・単身世帯の場合 → 280万円以上340万円未満の方
  - ・65歳以上の方が2人以上 → 346万円以上463万円未満の方

本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満の方で、年金収入と合計所得金額の合計が

- ・単身世帯の場合 → 280万円以上の方
- ・65歳以上の方が2人以上 → 合計346万円以上の方

### 介護保険負担割合証の交付

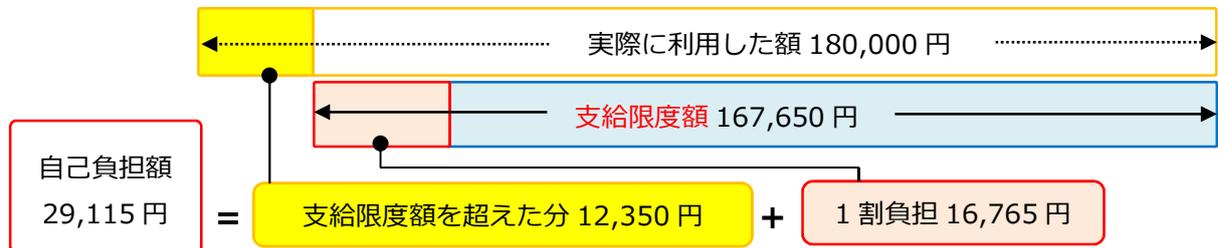
～ 毎年7月頃に交付しています ～

要支援・要介護の認定者全員に自己負担の割合（1割または2割または3割）が記載された「**介護保険負担割合証**」が交付されます。（※介護サービスを利用する時に必要になります）

## 居宅サービスで利用できる額には上限があります

居宅サービス・介護予防サービスは、要介護度ごとに利用できる限度額が決められています。限度額を超えサービスを利用した時は、超えた分が全額利用者負担となります。

例：要介護1の方が、1ヶ月180,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額



要介護度	支給限度額	主なサービス水準
要支援1	50,320円	週1回の訪問介護を利用
要支援2	105,310円	週2回の訪問介護又は日帰りで通うサービスを利用
要介護1	167,650円	毎日、訪問介護など何らかのサービスを利用
要介護2	197,050円	週3日の日帰りで通うサービスを含め、毎日何らかのサービスを利用
要介護3	270,480円	夜間（又は早朝）の訪問介護を含め、1日2回のサービスを利用
要介護4	309,380円	夜間（又は早朝）の訪問介護を含め、1日2～3回のサービスを利用
要介護5	362,170円	早朝、夜間の訪問介護を含め、1日3～4回程度のサービスを利用

※特定福祉用具販売、住宅改修費の支給、居宅療養管理指導などは支給限度額のなかに含まれません。

## 介護保険の利用者負担が高額になったとき

世帯内で同じ月に利用したサービスにかかる利用者負担額(月額)が、下表の一定の上限額を超えたときは、「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。(別途申請必要)

区 分	利用者負担上限額(月額)
ア. 生活保護受給者等	15,000円 (世帯)
イ. 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入等が80万円以下の場合	15,000円 (個人) 24,600円 (世帯)
ウ. 世帯全員が住民税非課税の場合	24,600円 (世帯)
エ. 同一世帯に課税所得380万円未満の方がいる場合	44,400円 (世帯)
オ. 同一世帯に課税所得380万円以上690万円未満の方がいる場合	93,000円 (世帯)
カ. 同一世帯に課税所得690万円以上の方がいる場合	140,100円 (世帯)

※課税年金収入等とは、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額です。

# サービスの種類と利用料のめやす

介護保険で利用できるサービスには、「在宅で利用する」、「通って利用する」、「施設に入所する」など、利用者の状況にあわせた様々なサービスがあります。

※利用料は 1 割負担の場合の金額です。2 割または 3 割負担の場合は金額が異なります。

## 大切なお知らせ

令和 6 年 4 月の介護報酬改定にともない、サービス費用の見直しが行われました。施行時期については「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「通所リハビリテーション」は R6.6 からとなり、それ以外は R6.4 からとなります

## 居宅サービス

### ① 訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）〈ホームヘルプ〉

ホームヘルパーが訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・掃除などの生活支援を行います。

#### 介護サービス（一例）

身体介護(20分～30分未満)	244 円/回
〃 (30分～1時間未満)	387 円/回
生活援助(20分～45分未満)	179 円/回
〃 (45分以上)	220 円/回
通院等乗車介助	97 円/回

早朝、夜間、深夜などは割増料金があります。

#### 介護予防相当サービス（一例）

月に週 1 回利用	1,176 円/月
月に週 2 回利用	2,349 円/月
月に週 3 回以上利用 (要支援 2 に限る)	3,727 円/月



### ② 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

入浴設備や浴槽を積んだ移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。

介護サービス（一例） 1,266 円/回

介護予防サービス（一例） 856 円/回

### ③ 訪問看護（介護予防訪問看護）

R6.6 から変更

看護師等が訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

#### 介護サービス（一例）

※訪問看護ステーションの場合

20分未満	314円/回
30分未満	471円/回
30分～1時間未満	823円/回
1時間以上1時間30分まで	1,128円/回



早朝、夜間、深夜などは割増料金があります。

#### 介護予防サービス（一例）

※訪問看護ステーションの場合

20分未満	303円/回
30分未満	451円/回
30分～1時間未満	794円/回
1時間以上1時間30分まで	1,090円/回

早朝、夜間、深夜などは割増料金があります。

### ④ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

R6.6 から変更

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

#### 介護サービス（一例）

308円/回

#### 介護予防サービス（一例）

298円/回



### ⑤ 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

R6.6 から変更

医師、歯科医師、薬剤師等が訪問して、療養上の管理や指導を行います。

#### 介護サービス（一例）

医師等が行う場合	515円/回
薬剤師が行う場合	566円/回

#### 介護予防サービス（一例）

医師等が行う場合	515円/回
薬剤師が行う場合	566円/回

## ⑥ 通所介護（介護予防通所介護相当サービス）〈デイサービス〉

日帰りのデイサービスセンターなどに通い、入浴・日常動作訓練・レクリエーションなどを行います。

### 介護サービス（一例）

※7～8 時間未満利用の場合

要介護 1	658 円/日	要介護 4	1,023 円/日
要介護 2	777 円/日	要介護 5	1,148 円/日
要介護 3	900 円/日		

送迎の費用は含まれます。

**食費やおやつ代は別途自己**

**負担**となります。また、口腔機能向上、入浴など別途加算される場合があります。



### 介護予防相当サービス（一例）

要支援 1（1 ヶ月あたり）	1,798 円/月
要支援 2（1 ヶ月あたり）	3,621 円/月

送迎の費用は含まれます。

**食費やおやつ代は別途自己負担**となります。

また、口腔機能向上、入浴など別途加算される場合があります。

## ⑦ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）〈デイケア〉

R6.6 から変更

介護老人保健施設、病院等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活の支援やリハビリテーションのほか機能訓練を行います。

### 介護予防サービス（一例）

※7～8 時間未満利用の場合

要介護 1	762 円/日	要介護 4	1,215 円/日
要介護 2	903 円/日	要介護 5	1,379 円/日
要介護 3	1,040 円/日		

送迎の費用は含まれます。

**食費やおやつ代は別途自己負担**となります。

また、口腔機能向上、入浴など別途加算される場合があります。

### 介護予防サービス（一例）

要支援 1（1 ヶ月あたり）	2,268 円/月
要支援 2（1 ヶ月あたり）	4,228 円/月

送迎の費用は含まれます。

**食費やおやつ代は別途自己負担**となります。

また、口腔機能向上、入浴など別途加算される場合があります。



⑧ **短期入所生活介護**（介護予防短期入所生活介護）  
**〈ショートステイ〉**

特別養護老人ホームなどに短期間入所しながら、介護や機能訓練を行います。

**介護サービス（一例）**

※併設型ユニット型個室の場合  
 （施設の種類により異なります）

要介護 1	704 円/日	要介護 4	918 円/日
要介護 2	772 円/日	要介護 5	987 円/日
要介護 3	847 円/日		

他のサービス加算など別途加算される場合があります。

また併設型ユニット型個室の場合、**食費**（1,500 円/日など）と**滞在費**（2,066 円/日など）は別途自己負担となります。（※施設により異なります）

なお、食費、滞在費については一部の低所得者層への軽減制度があります。

**介護予防サービス（一例）**

※併設型ユニット型個室の場合  
 （施設の種類により異なります）



要支援 1	529 円/日
要支援 2	656 円/日

他のサービス加算など別途加算される場合があります。

また併設型ユニット型個室の場合、**食費**（1,500 円/日など）と**滞在費**（2,066 円/日など）は別途自己負担となります。（※施設により異なります）

なお、食費、滞在費については一部の低所得者層への軽減制度があります。

※滞在費について R6.8 以降、金額が変更となります

⑨ **短期入所療養介護**（介護予防短期入所療養介護）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所しながら、医学的な管理のもとで介護や機能訓練を行います。

**介護サービス（一例）**

※従来型多床室の場合  
 （施設の種類により異なります）



要介護 1	830 円/日	要介護 4	997 円/日
要介護 2	880 円/日	要介護 5	1,052 円/日
要介護 3	944 円/日		

他のサービス加算など別途加算される場合があります。

また従来型多床室の場合、**食費**（1,580 円/日など）と**滞在費**（377 円/日など）は別途自己負担となります。

なお、食費、滞在費については一部の低所得者層への軽減制度があります。

**介護予防サービス（一例）**

※従来型多床室の場合  
 （施設の種類により異なります）

要支援 1	613 円/日
要支援 2	774 円/日

他のサービス加算など別途加算される場合があります。

また従来型多床室の場合、**食費**（1,580 円/日など）と**滞在費**（377 円/日など）は別途自己負担となります。

なお、食費、滞在費については一部の低所得者層への軽減制度があります。

## ⑩ 特定施設入所者生活介護（介護予防特定施設入所者生活介護）

有料老人ホームなどの特定施設に入所している要介護者等について、計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護と機能訓練などを行います。

### 介護サービス（一例）

要介護 1 542 円/日 要介護 4 744 円/日  
要介護 2 609 円/日 要介護 5 813 円/日  
要介護 3 679 円/日

他のサービス加算など  
別途加算される場合があります。

**食費と居住費は別途自己負担**となります。



### 介護予防サービス（一例）

要支援 1 183 円/日  
要支援 2 313 円/日

他のサービス加算など別途加算される場合があります。

**食費と居住費は別途自己負担**となります。

## ⑪ 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

居宅での介護に必要な歩行器や手すりなどの福祉用具の貸与を行います。

### 介護サービス・介護予防サービス

貸出料の 1 割（2 割もしくは 3 割）を負担して福祉用具が借りられます。

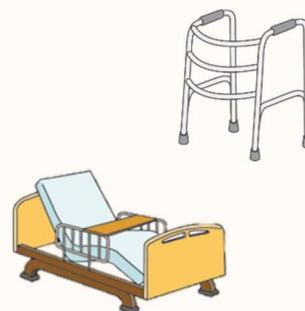
※貸出料は用具の種類などにより異なります。

また要介護度により利用が制限される場合があります。



### 福祉用具貸与に係る福祉用具の種類

- ① 車いす
- ② 車いす付属品（クッション等）
- ③ 特殊寝台（リクライニング等可能なもの）
- ④ 特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール等）
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑧ 移動用リフト
- ⑨ 手すり（取り付け工事不要なもの）
- ⑩ スロープ（段差解消用）
- ⑪ 歩行器
- ⑫ 歩行補助つえ
- ⑬ 自動排泄処理装置



（注）要支援 1、要支援 2、要介護 1  
で認定されている方は、手すり、  
スロープ、歩行器以外は基本的に  
貸与されません。

## ⑫ 特定福祉用具販売（介護予防特定福祉用具販売）〈福祉用具購入費の支給〉

貸与になじまない排せつや入浴のための福祉用具を購入した場合に、その費用の一部について支給を行います。

### 介護サービス・介護予防サービス

排泄や入浴など、貸与になじまない福祉用具を費用の1割（2割もしくは3割）で購入できます。

※年間(4月～翌年3月)で10万円を限度とします。

また要介護度により利用が制限される場合があります。

### 特定福祉用具販売の支給に係る特定福祉用具の種類

- ① 腰掛便座
- ② 特殊尿器
- ③ 入浴補助用具

(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分)



## ⑬ 居宅介護住宅改修支給（介護予防居宅介護住宅改修支給）

手すりの取り付けなどの小規模な住宅改修を行った場合に、その費用の一部について支給を行います。

### 介護サービス・介護予防サービス

小規模な住宅改修に対して、費用の1割（2割もしくは3割）で改修できます。

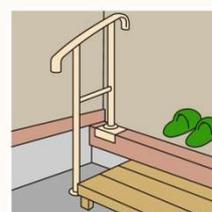
※工事を始める前に役場への申請が必要になります。

※原則1回限りとして、20万円を限度額とします。



### 居宅介護住宅改修等の支給に係る住宅改修の種類

- ① 手すりの取付
- ② 床段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- ④ 引き戸等への扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥ その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修

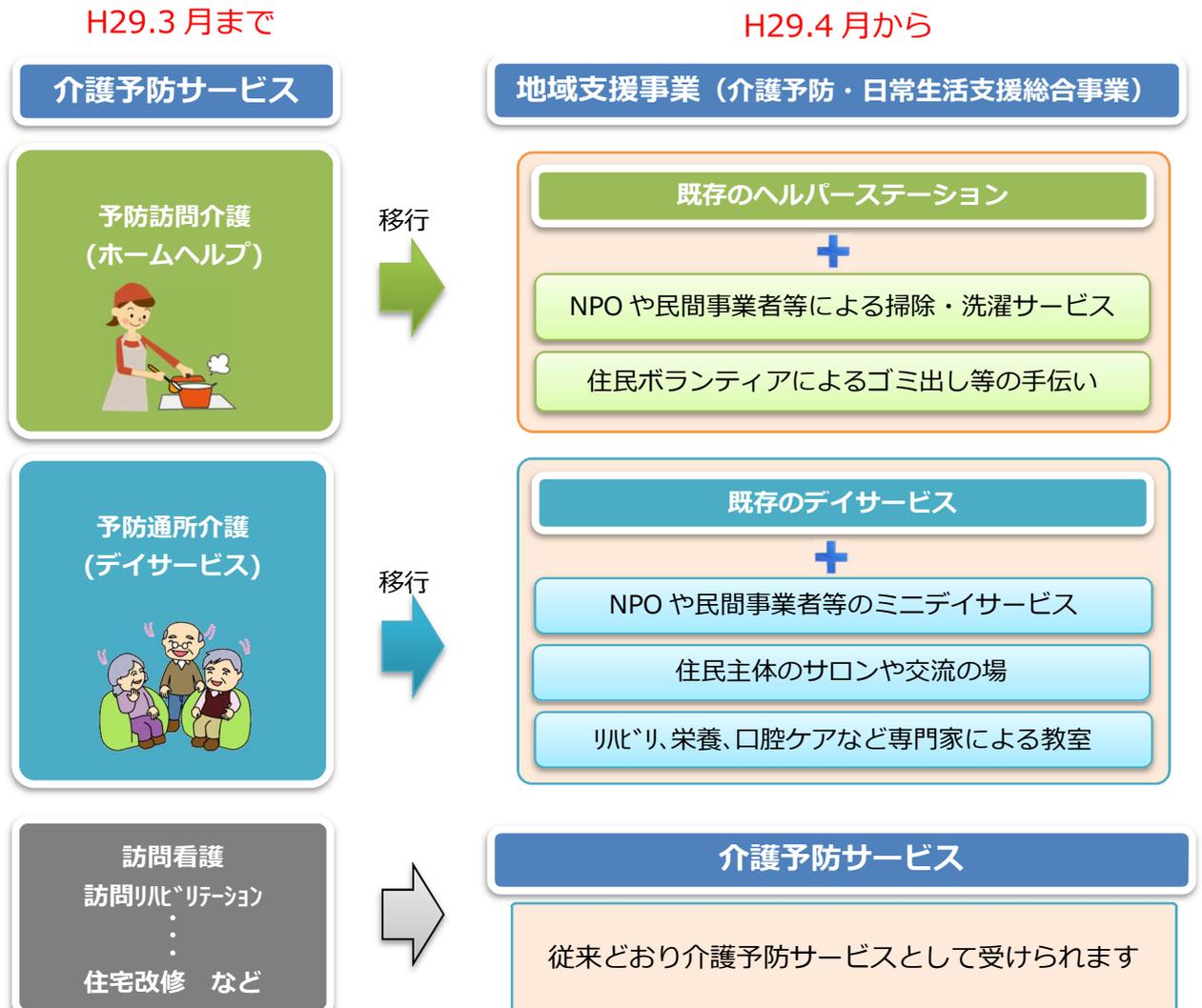


## 介護予防・日常生活支援総合事業について

2015年の介護保険改正により介護予防訪問介護（ホームヘルプ）・介護予防通所介護（デイサービス）については、市町村が行う地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）へ移行しました。

いままで「介護予防サービス」という事業の種類区分のなかで、全国のどこへ行っても一律の単価によりサービスを受けていたものが、これからは、「地域支援事業」という事業の種類区分にかわり、市町村ごとに単価を設定して行うものに移行されました。

またサービスの体制については、これまでのサービス提供事業所に加えて、「NPOや民間事業者、住民ボランティアによる多種多様なかたちでサービスが提供できる仕組み」に変わっております。



## ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所者に、施設サービス計画に基づいて介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

### 介護サービス（一例）

※ユニット型個室の場合（施設の種類により異なります）

- ・要介護 1 20,100 円/月 ・要介護 2 22,200 円/月 ・要介護 3 24,450 円/月
- ・要介護 4 26,580 円/月 ・要介護 5 28,650 円/月 （※1 ヶ月 30 日で計算）

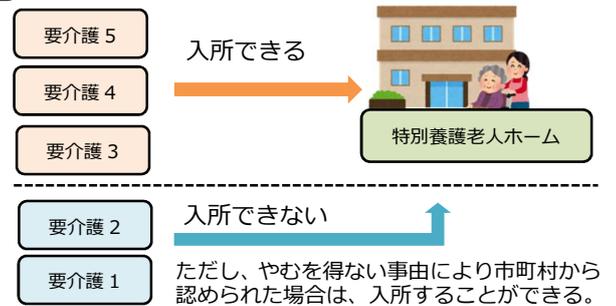
※他のサービス加算など別途加算される場合があります。

**食費と居住費は別途自己負担**となります。なお、食費、居住費については一部の低所得者層への軽減制度があります。

### 特別養護老人ホームの入所条件が変わりました

これまで、要介護 1 から入所ができた特別養護老人ホームですが、これからは、在宅での生活が困難な要介護者を支える施設としての機能に重点をおくため、**新たに入所する場合は原則として要介護 3 以上の方となります。**

ただし、以下の場合は、特例的に入所が認められます。



### 継続入所

制度改正前から入所していた要介護 1・2 の人や要介護 3 以上から要介護 1・2 に状態が改善した人。※平成 27 年 4 月までに既に入所されている方は引き続き入所できます。制度改正後に新規入所したのち、要介護 3 以上から要介護 1・2 に状態が改善された人で、介護老人福祉施設以外での生活が著しく難しいと認められる場合。

### 新規入所

要介護 1・2 の人で、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく難しいと認められ、市町村の適切な関与のもとで施設ごとに設置している入所検討委員会での検討を経た場合。

#### やむを得ない事情とは

- ① 認知症であるものであって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難であること。
- ③ 家庭等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族からの支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

## ② 介護老人保健施設（老人保健施設）

入所者に、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理下における介護及び機能訓練  
その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行います。

### 介護サービス（一例）

（施設の種類により異なります）

- ・要介護 1 23,790 円/月 ・要介護 2 25,290 円/月 ・要介護 3 27,240 円/月
- ・要介護 4 28,830 円/月 ・要介護 5 30,360 円/月 （※1 ヶ月 30 日で計算）

※他のサービス加算など別途加算される場合があります。

**食費と居住費は別途自己負担**となります。

なお、食費、居住費については一部の低所得者層への軽減制度があります。



## ③ 介護医療院

入所者に、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における  
介護及び機能訓練、その他必要な医療・日常生活上のお世話をを行います。

### 介護サービス（一例）

※I 型介護医療院サービス費（多床室）の場合（施設に種類によって異なります）

- ・要介護 1 24,990 円/月 ・要介護 2 28,290 円/月 ・要介護 3 35,460 円/月
- ・要介護 4 38,490 円/月 ・要介護 5 41,250 円/月 （※1 ヶ月 30 日で計算）

※**食費と居住費は別途自己負担**となります。

なお、食費、居住費については一部の低所得者層への軽減制度があります。



## 施設サービスを利用する場合の居住費と食費

施設サービスを利用する場合には、施設サービス費の1割（2割もしくは3割）と、居住費、食費が利用者負担となります。



※この他、日常生活費（買い物など）についても自己負担となります。

### 居住費、食費のめやす（日額）

利用者の負担額は施設との契約により決まり、施設により異なります。

※定められた水準額は右表のとおり

（1日当たり）

	居住費	食費
	(例) ※施設で定めた金額	(例) ※施設で定めた金額
ユニット型個室	2,006円	1,500円
多床室	855円	

### 所得の低い方は居住費と食費が軽減されます。

所得の低い方は下表の限度額までの負担となります。（※別途申請必要）

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者等		
第2段階	世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税	課税年金収入等と非課税年金収入額が80万円以下	かつ預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下
第3段階①		課税年金収入等と非課税年金収入額が80万円を超え120万円以下	かつ預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下
第3段階②		課税年金収入等と非課税年金収入額が120万円超	かつ預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下

※課税年金収入等とは、課税年金収入額と合計所得金額の合計額です。

1日あたりの負担限度額（日額）

利用者負担段階	食費		居住費（滞在費）	
	施設入所者	ショートステイ利用者	多床室	ユニット型個室
第1段階	300円	300円	0円	820円
第2段階	390円	600円	370円	820円
第3段階①	650円	1,000円	370円	1,310円
第3段階②	1,360円	1,300円	370円	1,310円

① 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症の状態にある要介護者について、日帰りの認知症型デイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を行います。

**介護サービス（一例）**

※単独型で7～8時間未満利用の場合

要介護1	994円/日
要介護2	1,102円/日
要介護3	1,210円/日
要介護4	1,319円/日
要介護5	1,427円/日

他のサービス加算など別途加算される場合があります。

**食費は別途自己負担**となります。

**介護予防サービス（一例）**

※単独型で7～8時間未満利用の場合

要支援1	861円/日
要支援2	961円/日



他のサービス加算など別途加算される場合があります。

**食費は別途自己負担**となります。

② 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

〈グループホーム〉

認知症の高齢者が9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練を行います。

**介護サービス（一例）**

※ユニット数2以上の場合

要介護1	753円/日	要介護4	828円/日
要介護2	788円/日	要介護5	845円/日
要介護3	812円/日		



他のサービス加算など別途加算される場合があります。

**食費、居住費用は別途自己負担**となります。

**介護予防サービス（一例）**

※ユニット数2以上の場合

要支援2	749円/日
------	--------

（要支援1の方は利用出来ません。）

他のサービス加算など別途加算される場合があります。

**食費、居住費用は別途自己負担**となります。

### ③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホーム（入所定員29人以下）において、入浴・排せつ・食事等の介護や、相談及び援助、機能訓練を行います。

#### 介護サービス（一例）

※従来型個室の場合（施設の種類により異なります）

- ・要介護1 18,000円/月 ・要介護2 20,130円/月 ・要介護3 22,350円/月
- ・要介護4 24,510円/月 ・要介護5 26,610円/月 （※1ヶ月30日で計算）

※他のサービス加算など別途加算される場合があります。

なお、高額介護サービス費により、利用者上限額月額を超える部分については申請によりあとで支給される場合があります。

※**食費と居住費は別途自己負担**となります。

なお、食費、居住費については一部の低所得者層への軽減制度があります。



### ④ 地域密着型通所介護

日帰りの小規模デイサービスセンター（定員18名以下）などに通い、入浴・日常動作訓練・レクリエーションなどを行います。

#### 介護サービス（一例）

※7～8時間未満利用の場合

- ・要介護1 753円/日 ・要介護2 890円/日 ・要介護3 1,032円/日
- ・要介護4 1,172円/日 ・要介護5 1,312円/日

送迎の費用は含まれます。

**食費やおやつ代は別途自己負担**となります。

また、口腔機能向上、入浴など別途加算される場合があります。



### ⑤ 小規模多機能型居宅介護（R5.4～）

利用者の状況や希望に応じて、通所を中心としながら、訪問や宿泊を組み合わせたサービスを提供するものです。

#### 介護サービス（一例）

※同一建物に居住する者以外に対して行う場合

- 要介護1 10,458円/月
- 要介護2 15,370円/月
- 要介護3 22,359円/月
- 要介護4 24,677円/月
- 要介護5 27,209円/月

※短期入所の場合

- 要介護1 572円/日 要介護4 777円/日
- 要介護2 640円/日 要介護5 843円/日
- 要介護3 709円/日

#### 介護予防サービス（一例）

※同一建物に居住する者以外に対して行う場合

- 要支援1 3,450円/月
- 要支援2 6,972円/月

※短期入所の場合

- 要支援1 424円/日
- 要支援2 531円/日



現在美幌町においては、以下の⑥～⑨の施設整備に伴うサービスなどの一部のサービスについては提供できる体制が整備されていません。

今後、事業者による整備を誘導しつつ、介護保険の給付費の伸び率等も含め、サービス体制の整備検討を行うとともに、既存のサービス体制による一層の充実を図ります。

#### ⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護を連携させて、日中・夜間を通じて短時間の定期巡回訪問と通報による随時の訪問等を行うものです。

**介護サービス（一例）** 要介護1～5 1ヶ月につき 5,446～28,298 円

#### ⑦ 夜間対応型訪問介護

夜間に、ホームヘルパーが定期的な巡回や通報による随時の訪問を行い、排せつの介護や日常生活上の緊急時の対応などを行うものです。

**介護サービス（一例）** 要介護1～5 1ヶ月につき 989～2,702 円

#### ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護サービス（旧複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護や訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて、介護と看護を一体的に提供し、医療ニーズの高い要介護者に対応するものです。

**介護サービス（一例）** 要介護1～5 1ヶ月につき 11,214～31,408 円

#### ⑨ 地域密着型特定施設入所者生活介護

介護保険に事業者指定を受けた、小規模な有料老人ホームやケアハウスなど（定員29人以下）で生活しながら介護を受けられるものです。

**介護サービス（一例）** 要介護1～5 1日につき 546～820 円 **※食費、居住費は別途自己負担**

## サービス事業者名簿

(令和6年6月現在)

現在、美幌町でのサービス実績のある主な事業者について掲載しています。  
事業者については、日々変更がありますのでサービス利用などのご相談の際  
には、下記担当までお問い合わせ願います。

### 【 担 当 】

美幌町役場福祉部保健福祉課

高齢介護グループ（窓口6番）

TEL0152-77-6542、77-6543（直通）

サービス事業者名簿（現在美幌町でのサービス実績のある主な事業者）

R6年6月現在

サービスの名称	事業所名称	所在地	電話番号
	有限会社丸庫 しあわせ介護センター	美幌町字東2条南1丁目1番地の2 5 コンフォートA102号	0152-72-5656
	有限会社みんと美幌ケアセンター	美幌町字日の出1丁目2番地の4	0152-73-0007
	有限会社ライフサポート企画 いなみ介護支援センター	美幌町字稲美59番地の129	0152-75-0300
	社会福祉法人恵和福祉社会ヘルパーステーションアメニティ美幌	美幌町字稲美105番地の7	0152-75-2510
	合同会社 薬ケアサービス	美幌町字東3条南1丁目1番地の1 コンフォートリッツハイツB102号	0152-77-3336
	株式会社ふれやか	北見市大正56番地35	0157-66-1125
	SOMPOケア北見訪問介護	北見市三住町14番地1 PENTHOUSE 1階	0157-69-7161
	アースサポート北見	北見市北進町4丁目1番22号	0157-62-1000
	社団法人北海道総合在宅ケア事業団美幌地域訪問看護ステーション	美幌町字西1条北1丁目1番地の1	0152-73-6186
	社会医療法人恵和訪問看護ステーション美幌すずらん	美幌町字仲町2丁目38番地の2	0152-75-2310
	介護老人保健施設アメニティ美幌	美幌町字仲町2丁目38番地の2	0152-75-2210
	あさひデイサービスセンター	美幌町字稲美105番地の6	0152-72-0030
	介護老人保健施設アメニティ美幌	美幌町字仲町2丁目38番地の2	0152-75-2210
	緑の苑短期入所生活介護事業所	美幌町字稲美105番地の7	0152-73-1215
	介護老人保健施設アメニティ美幌	美幌町字仲町2丁目38番地の2	0152-75-2210
居宅	訪問介護（ホームヘルプ） （介護予防訪問介護相当サービス）		
居宅	訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）		
居宅	訪問看護 （介護予防訪問看護）		
居宅	訪問リハビリテーション （介護予防訪問リハビリテーション）		
居宅	通所介護（デイサービス） （介護予防通所介護相当サービス）		
居宅	通所リハビリテーション（デイケア） （介護予防通所リハビリテーション）		
居宅	短期入所生活介護（ショートステイ） （介護予防短期入所生活介護）		
居宅	短期入所療養介護 （介護予防短期入所療養介護）		

	エア・ウォーター・ライフサポート株式会社	北見市小泉238番地1	0157-69-5070
	有限会社丸庫 福祉用具マルクラ	北見市錦町178番地5	0157-33-4661
	在宅環境サービズ株式会社	北見市東三輪4丁目16番地38	0157-57-3821
福祉用具貸与（レンタル） （介護予防福祉用具貸与）	居宅	介護シヨップこばやし	0157-24-2940
	三好メディカル株式会社福祉用具貸与事業所	北見市卸町1丁目10番地5	0157-36-6111
	家具サロン北装介護レンタル	北見市東相内12番地4	0157-36-5929
	ダスキンヘルスレント北見ステーション	北見市卸町1丁目10-1	0157-57-5750
	株式会社安全介護レンタル事業部	北見市光西町172番地	0157-26-4125
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 緑の苑 （※個室ユニット型 80床）	美幌町字稲美105番地の7	0152-73-1215
介護老人保健施設	施設 入所申込必要	介護老人保健施設アメリテイ美幌 （※従来型多床室 100床）	0152-75-2210
地域密着型認知症対応型通所介護 （デイサービス） （介護予防地域密着型認知症対応型通所介護）	施設 入所申込必要	すー・らいふ美幌	0152-73-5212
地域密着型認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） （介護予防地域密着型 認知症対応型生活介護）	地域密着型 入所申込必要	グループホーム ほうゆう （※18室）	0152-72-0606
		あさひグループホーム （※18室）	0152-72-0072
		すー・らいふ美幌 （※18室）	0152-73-5212
		グループホーム和とりさと館 （※18室）	0152-75-3975
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	地域密着型 入所申込必要	特別養護老人ホーム 緑の苑 （※従来型多床室 20床）	0152-73-1215
地域密着型通所介護	地域密着型	デイサービスセンターみんと美幌	0152-77-9110
		LIFE REHABILITATION 希望のつぼみ 美幌	0152-77-3086
		リハプライド北見中央校	0157-57-3138
地域密着型小規模多機能型 居宅介護	地域密着型	小規模多機能ホーム この花	0152-77-8030

# 介護保険のしおり

令和6年6月改訂版

発行 美幌町福祉部保健福祉課高齢介護グループ

美幌町字東2条北2丁目25番地

電話 0152-77-6542、77-6543（直通）